

令和3年神審第19号

裁 決

モーターボートA定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾及び同官中末陽介出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年6月20日20時30分

兵庫県余部埼東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 4.5トン

登 録 長 10.75メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 275キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を設けたFRP製小型兼用船で、同室前部中央に舵輪、その前方にGPSプロッター、右舷側前方に魚群探知機、左舷側に主機遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年6月20日20時05分兵庫県香住港を発し、余部埼北東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、余部埼東方沖合には、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、余部漁業生産組合が兵庫県知事から免許を受けた免許番号定第603号と称する定置漁業の漁場区域（以下「第603号漁場区域」という。）が、兵庫県松ヶ埼北端、北緯35度40.18分及び東経134度34.62分、北緯35度40.15分及び東経134度34.13分（以下「イ地点」という。）、同県マドカケ島島頂（以下「ロ地点」という。）並びにイ地点からロ地点を見通す線と対岸との交点を順次結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域に設定されており、同漁場区域には、ぶり定置網漁業の定置網が敷設され、その北端付近に海面上高さが約3.0メートルで、光達距離が3,000メートルの灯質毎4秒に白色1閃光の簡易標識灯が設置されていた。

また、AのGPSプロッターには、第603号漁場区域が表示されておらず、a受審人は、以前にAの船舶所有者が同漁場区域に敷設された定置網に乗り入れたとき救助に同行したことがあり、余部埼東方沖合に定置網が敷設されていることを知っていたものの、同沖合を自身で操船した経験がなく、第603号漁場区域の詳細について把握していなかったが、発航するに当たり、AのGPSプロッターに記録された航跡に沿って航行すれば支障ないものと思い、地元の漁業協同組

合に同漁場区域の範囲や定置網の敷設状況を問い合わせるなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、20時11分余部埼灯台から097度（真方位、以下同じ。）4.86海里の地点で、針路をGPSプロッターに記録された陸岸寄りの航跡に沿う283度に定め、機関を回転数毎分1,900にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、第603号漁場区域に向首する状況となったものの、このことに気付かないまま続航し、20時30分余部埼灯台から086度1.75海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同漁場区域に敷設された定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候はほぼ低潮時であった。

その結果、推進器軸及び同翼に曲損、右舷船底外板に擦過傷を、定置網は、固定用ワイヤに損傷をそれぞれ生じたが、後にいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、釣り場に向けて香住港を発航する際、水路調査が不十分で、夜間、余部埼東方沖合を航行中、第603号漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、釣り場に向けて香住港を発航する場合、余部埼東方沖合に定置網が敷設されていることを知っていたものの、第603号漁場区域の詳細については把握していなかったのだから、地元の漁業協同組合に同漁場区域の範囲や定置網の敷設状況を問い合わせるなど、水路調査

を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、AのGPSプロッターに記録された航跡に沿って航行すれば支障ないものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、夜間、余部埼東方沖合を航行中、第603号漁場区域に向首進行して同漁場区域に敷設された定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網に損傷をそれぞれ生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年1月13日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明